

税

問合せ先 税務課

**家屋を取り壊したときは
忘れずに届出を！**

家屋の一部、または全部を取り壊した所有者は、今年中に滅失の届出をしてください。

届出がないと、引き続き固定資産税・都市計画税が課税され、ご迷惑をかける場合があります。

入湯税って何ですか？

本市では一定の成分を含有している温泉「鉱泉浴場」への入湯に対し入湯税を課税しています（井戸水や水道水を沸かしている銭湯などは対象外）。

鉱泉浴場の経営者が徴収し、市に納入することとなります。

納められた入湯税は、観光振興などのイベント助成や環境衛生施設の整備のために使われます。

税額

- 宿泊………1泊150円
 - 日帰り………1日75円
- ※12歳未満の人は課税が免除されます。

◆平成27年度入湯税収入額

928万2千円

税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署
☎462・3471

◆消費税の届出は

お済みですか？

個人事業者で、平成27年分

（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合、平成29年分は消費税の課税事業者に該当します。平成29年分から新たに消費税の課税事業者となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」を提出する必要があります。

◆年末調整説明会

平成28年分の源泉所得税の年

末調整や、法定調書の記載方法などの説明会を開催します。

日時 11月18日(金)
午後2時～4時

場所 エブノ泉の森小ホール

※申込不要、参加無料

◆11月11日～17日は

税を考える週間

平成28年度

税を考える週間テーマ

「くらしを支える税」

税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた取組や、社会保障・税番号制度の導入に対する取組などについて広報します。

※詳しくは、国税庁ホームページ

（<http://www.nta.go.jp>）

をご覧ください。

個人事業税【第2期分】の 納期限は11月30日(水)です

8月に個人事業税の納税通知書と合わせて送付しました第2期分の納付書にて納期限までに納めてください。

●納付書が見当たらない場合は、下記までお問い合わせください。（口座振替をご利用の場合、納付書は送付していません。また、年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。）

●個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコード印刷があるもの（30万円以下のもの）については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

●納付には、便利で安心・安全な「口座振替制度」をご利用ください。

問合せ先 大阪府泉南府税事務所（☎439-3601）

国民年金

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行

～年末調整・確定申告まで

大切に保管を

平成28年中に納付した国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で社会保険料控除の対象になります。控除を受けるには、支払いを証明する書類が必要です。

今年1～9月に納付した保険料の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際にこの証明書（または領収証書）を添付してください。（10～12月に今年はじめに保険料を納付する人には、来年2月上旬に送付されます。）

家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えることができますので、その証明書を添付し申告してください。

問合せ先 貝塚年金事務所

（☎431・1122）

後期高齢者医療制度
 問合先
 ●大阪府後期高齢者医療
 広域連合 給付課 (☎06・
 4790・2031)
 ●国保年金課

柔道整復、はり・灸・あんま・マッサージ

健康保険を受けられるケースは限られています。正しく理解し、適切な受診をすることで医療費の適正化にもつながりますので、ご協力をお願いします。
■整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

骨折、脱臼、打撲、ねんざなど(肉ばなれ含む) ※骨折、脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

【施術を受けるときの注意】

●単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象にならず、全額自己負担になります。
 ●柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または

押印してください。

●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷などの治療中は、施術を受けても保険などの対象になりません。
■医師が必要と認めた、はり・灸・あんま・マッサージなどの施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

●はり・灸：神経痛、リウマチ、頸腕(けいわん)症候群、五十肩、腰痛症、頸椎(けいつい)捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

【施術を受けるときの注意】

●単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず、全額自己負担となります。
 ●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療中は、はり・灸施術を受けても保険の対象にはなりません。

柔道整復などの施術を受けたときは、医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。

各種相談の案内

気軽に相談してください。なお、祝・休日にあたる場合は変更する場合があります。

- ◎法律相談【予約制】
月曜日(第2月曜日除く)、第2水曜日
13:00~16:35
市役所1階相談室(問合先:人権推進課)
- ◎労働相談【予約制】
第2木曜日 13:00~15:00
市役所1階相談室(問合先:人権推進課)
- ◎行政相談
第3月曜日 13:30~16:00(受付は15:30まで)
市役所会議室(問合先:人権推進課)
- ◎人権擁護委員による人権相談
第3月曜日 13:30~16:00(受付は15:30まで)
市役所会議室ほか(問合先:人権推進課)
- ◎総合生活相談(人権侵害・就労支援・進路
選択支援・生活相談)
●月~金曜日 9:30~16:30
人権推進課
南部市民交流センター本館(☎466-6464)
北部市民交流センター本館(☎464-5726)
まちの活性課(就労支援のみ ☎469-3131)
●月~金曜日 9:30~16:30
公益社団法人 泉佐野市人権協会
(☎458-7444)
●第3土曜日 10:00~12:00【予約制】
申込・問合先 その週の月曜日までに人権推
進課へ
- ◎女性のための電話相談(☎469-7402)
第1~4水曜日 10:00~12:00、13:00~15:00
問合先 いずみさの女性センター
(☎469-7125)
- ◎女性の悩みの相談(面接)【予約制】
相談日・時間は予約時に問い合わせしてくださ
い。夜間相談あり
問合先 いずみさの女性センター
(☎469-7125)
- ◎経営相談【予約制】
第2・4火曜日(11・12・1・2月は第1ま
たは第3火曜日も実施) 13:00~17:50
消費生活センター(問合先:まちの活性課
☎469-3131)
- ◎消費生活相談
月~金曜日 9:00~16:30
消費生活センター(☎469-2240)
- ◎司法書士総合相談【予約制】
水曜日 13:30~16:30 消費生活センター
申込 大阪司法書士会(☎06-6943-6099)
受付 月~金曜日 10:00~16:00
- ◎行政書士相談【予約制】
第4金曜日 13:00~16:00 市役所1階相談室
申込 大阪府行政書士会泉州支部
(☎483-7373)
- ◎税務相談
第3水曜日(2・3月除く) 13:00~16:00
市役所1階相談室(問合先:税務課)
- ◎国保夜間納付相談
第3木曜日 17:30~20:00 国保年金課
- ◎後期高齢者医療保険料納付相談
第3木曜日 17:30~20:00 国保年金課
- ◎家庭児童相談(☎463-1937)
月~金曜日 9:00~17:00
- ◎子どもフリーダイヤル(☎0120-510-783)
月~金曜日 9:00~17:00
- ◎育児相談
●月~金曜日 9:00~16:00
泉佐野すえひろ保育園(☎466-5826)
●月~金曜日 10:00~16:00
地域子育て支援センター(☎469-3700)
- ◎子育て電話相談
鶴原保育園(☎463-0065)
月~金曜日 10:00~16:00
- ◎母子・父子・寡婦家庭の相談
月~水・金曜日 9:00~17:00 子育て支援課
- ◎教育相談
●さわやかルーム(☎463-5933)
月~金曜日 9:00~15:30
●シャイン(☎464-8750)
月~金曜日 10:15~15:30
- ◎身障者相談
第2・4金曜日 13:00~16:00
社会福祉センター2階(問合先:障害福祉総務課)
- ◎知的障害児(者)よろず相談
第4金曜日 10:00~12:00
社会福祉センター2階(問合先:障害福祉総務課)
- ◎心配ごと相談
月曜日 13:00~16:00
社会福祉センター2階
(問合先:社会福祉協議会 ☎464-2259)
- ◎高齢者相談
月~金曜日 8:45~17:15
社会福祉センター2階
(問合先:地域包括支援センター ☎464-2977
Fax462-5400)
- ◎障害者相談
月~金曜日 8:45~17:15
社会福祉センター2階
(問合先:基幹相談支援センター あいと ☎464-
3830 Fax462-5400)
- ◎高齢者・障害者の権利擁護に関する相談
月~金曜日 8:45~17:15
社会福祉センター2階
(問合先:泉佐野市権利擁護支援センター【社
会福祉協議会内】☎464-2259 Fax462-5400)
- ◎赤ちゃん相談会【予約制】
第4木曜日 13:00~14:30
保健センター(☎463-6001)
- ◎健康相談・栄養相談【予約制】
第3火曜日 9:30~12:00
保健センター(☎463-6001)
- ◎肝炎ウイルス検査【予約制】
第1水曜日(祝日除く) 9:30~10:00
泉佐野保健所(☎462-7703)
- ◎HIV即日検査(匿名可)
第1・3月曜日(祝日除く) 13:00~14:00
泉佐野保健所(☎462-7703)
- ◎風しん抗体検査【予約制】
第1・3月曜日(祝日除く) 10:00~11:00
泉佐野保健所(☎462-7703)
- ◎こころの健康相談(アルコール依存症・
認知症含む)【予約制】
月~金曜日(祝日除く) 9:00~17:45
来所の場合は電話で予約してください。
泉佐野保健所(☎462-4600)
- ◎医療に関する相談
月~金曜日(祝日除く) 9:00~16:00
泉佐野保健所(☎462-7701)